

平成20年3月6日

各 位

会 社 名 株式会社エフエム東京
代 表 者 名 代表取締役社長 富木田 道臣

問 合 せ 先 経営管理部長 東 和志
TEL (03-3221-0080)

当社子会社であるジグノシステムジャパン株式会社株券等に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社エフエム東京（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成20年3月6日開催の取締役会において、下記の通りジグノシステムジャパン株式会社（大証ヘラクレス コード番号：4300 以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第27条の2以下の規定に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により対象者を完全子会社化することを目的として取得することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、対象者株式 250,000 株（発行済株式総数に対する所有割合（以下「所有割合」といいます。なお、所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。）53.61%）を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者の完全子会社化を企図して、対象者が保有する自己株式を除いた対象者の発行済株式及び新株予約権の全て（公開買付期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者普通株式も本公開買付けの対象としております。）の取得を目的とした公開買付けを実施いたします。

(2) 本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

対象者は、平成8年にフォトネットジャパン株式会社として設立され、主に、iモード等の携帯電話通信キャリア各社の公式サイトを通じた画像コンテンツ等の個人ユーザー向け販売を中心に事業を展開してまいりました。また、平成12年にはその商号をジグノシステムジャパン株式会社（現商号）へ変更し、平成14年3月、株式会社大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場（現ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」。以下「ヘラクレス」といいます。）に株式

を上場しました。

そして、対象者は、平成 16 年 10 月、携帯電話向けサービス連動の放送事業展開を目指していた当社との間で資本・業務提携契約を締結し、当社が実施した対象者への公開買付け及び対象者の当社に対する第三者割当増資（以下総称して「資本参加」といいます。）により、当社の連結子会社となりました。

一方、当社は、設立以来、FM（超短波）放送事業を核に、インターネット事業やイベント事業、出版事業、不動産事業等の事業運営を行って参りましたが、その傘下には、CS（通信衛星）を利用した音楽専門有料放送会社、放送番組制作会社、ブロードバンドコンテンツ制作会社、イベント制作会社、録音スタジオ運営・放送技術者派遣会社等があり、総合的なメディアグループ（以下「当社グループ」といいます。）を形成しております。

当社としては、FM 放送における安定的な収益を目指しつつも、グループ各社連携による放送とインターネット等を連動させた、いわゆるクロスメディア展開の推進を目指しており、前述のような理由から連結子会社化した対象者をドライブフォースとする成長戦略を進めてまいりました。平成 19 年 9 月に発表した、携帯電話向けサービス事業中心の対象者と、ブロードバンドサイトの運営を行う当社連結子会社のティーエフエム・インタラクティブ株式会社（以下「TFM インタラクティブ」といいます。）との業務提携は、クロスメディア展開を重視する当社グループ戦略の具体的な施策といえます。

また、当社は、社団法人デジタルラジオ推進協会の実用化試験局において本格的なマルチメディアサービスである 3 セグメント放送を実施してまいりましたが、平成 23 年の地上テレビジョン放送の完全デジタル化まで 3 年あまりを残すだけとなる平成 20 年 5 月には、総務省の「携帯端末向けマルチメディア放送サービスの在り方に関する懇談会」にて事業化にむけた制度的・技術的課題の取りまとめがなされ、マルチメディア会社の設立、免許申請、予備免許交付等のスケジュールがいよいよ現実のものになってきます。また、平成 20 年 4 月 1 日より施行される「放送法等の一部を改正する法律」により認定放送持株会社制度の導入が可能となり、当社を含めた各放送事業者においても同制度の利用を視野に入れたグループ組織再編が緊喫の課題となってきています。その一方で、メディア業界の経営環境は、新聞、雑誌、ラジオ広告等の既存のマスメディア収入の減少傾向が続く等厳しい状況にあり、各事業者は技術革新やユーザーニーズの多様化等により、大きな変化と競争激化に直面しています。

このような激動の状況下で、当社グループ成長戦略の要である対象者事業は、以下の通り重大な局面に直面しています。すなわち、対象者の携帯電話向けコンテンツ販売事業（以下「インフォメーションプロバイダー事業」といいます。）による売上は、当社の対象者への資本参加時の 4 分の 3 程度まで減少しており、携帯サイトの開発・運営受託を行うソリューション事業は未だインフォメーションプロバイダー事業の落ち込みをカバーするまでには成長しておりません。また、コマース事業に関しては平成 20 年 2 月に事業休止という結果となり、さらに対象者の子会社が展開する映像・音楽制作事業は、各社により業績のバラつきがあるものの、対象者が既に開示しているように平成 20 年 3 月期に特別損失の計上等を必要とする状況にあります。

前述の対象者と TFM インタラクティブとの業務提携は、当社グループ内において、放送と連動した PC 及び携帯電話向けインターネットコンテンツの「来るべき NGN (Next Generation Network) 時代のプラットフォーム会社」としての成長戦略を目指したものであったものの、両社の本格融合までには幾多の障壁がある上、当社及び当社グループ内他社にもクロスメディア機能が拡散し、当社グループ内での競合関係が存在するのが現状です。従いまして、当社グループ及び対象者の企業価値の最大化のためには、両社コンテンツ事業部門のさらなる融合、両社事業のプロデュース・販売を担当する広告営業部門の一層の強化、当社及び当社グループ各社の経営資源の対象者への投入、当社グループ内に重複して点在している業務の集約、並びにそれらを実現しうるシステム等の先行投資（以下「当社グループ戦略」といいます。）が不可欠であると考えております。

以上のような、当社グループ戦略の実行にあたっては、事業部門の融合や統廃合に伴う通信インフラシステムや会計・経理等の業務システムの統合、広告営業部門の一層の強化等のために新たな大規模投資が不可欠ですが、かかる投資を行った場合には、短期的には業績が悪化し、一時的に株主利益を毀損する可能性がございます。そのため、当社は、今後の当社グループ戦略を実行するにあたり、不可避的に生じるリスクを一般株主の皆様にご負担いただくことを回避し、当社グループ内において、当社グループ戦略を着実に実行するためには、本公開買付け及びその後予定している後述の手続により対象者の完全子会社化（以下「本完全子会社化」といいます。）を行うことが最善の選択であるものと判断いたしました。また、対象者もこのような当社の方針に賛成し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明しております。

さらに、当社は、対象者の大株主である株式会社プラザクリエイト（以下「プラザクリエイト」といいます。）との間で、公開買付応募契約を締結し、同社の保有する対象者株式 97,301 株（所有割合 20.87%）の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、同契約に基づき、プラザクリエイトから、対象者の平成 20 年 3 月期にかかる定時株主総会において、当社は、プラザクリエイトが保有する全株式に係る議決権行使について委任状の交付を受けることとなっております。

（3） 買付け等の価格等の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

当社は、対象者が当社の連結子会社に該当することから、構造的に利益相反のおそれがある点を踏まえ、以下のとおり買付価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じました。

まず、当社において本公開買付けにおける対象者普通株式の買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するにあたっては、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 20 年 3 月 5 日付で対象者の株式価値に関する「株式価値算定書」（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得しました。株式価値算定書では、市場株価基準法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（以下「DCF 法」といいます。）、類似企業比較法の各手法を用いて分析をして

おります。当社は、平成 20 年 3 月 6 日開催の取締役会において、株式価値算定書の内容を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び対象者と協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を 1 株あたり 16,500 円と決定しました。

本公開買付価格は、本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成 20 年 3 月 5 日のヘラクレスにおける対象者株式の終値 10,290 円に対して 60.35%（小数点以下第三位を四捨五入。以下プレミアムの割合に関する計算において同じ。）のプレミアムを、平成 20 年 3 月 5 日までの過去 1 ヶ月間のヘラクレスにおける対象者株式の終値平均 9,411 円に対して 75.33%のプレミアムを、平成 20 年 3 月 5 日までの過去 3 ヶ月間のヘラクレスにおける対象者株式の終値平均 9,921 円に対して 66.32%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる新株予約権「2」の「(3) 買付け等の価格」に記載する①ないし⑧は、いずれも対象者の取締役、監査役並びに従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、(i) 新株予約権者は、権利行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又は臨時従業員にあることを要するものとされ（任期满了、法令変更による退任又は定年による退職、若しくは新株予約権者の配偶者又は一親等の親族の 1 人が相続により取得した場合を除く。）、また、(ii) 新株予約権者は新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められておりません。

そのため、当社は、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる後述の新株予約権①ないし⑧の買付価格は、いずれも 1 個につき 1 円と決定しております。

一方、対象者の取締役会においては、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）及び BDOSJ ビジネスコンサルティング株式会社（以下「BDOSJ ビジネスコンサルティング」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼し、三井住友銀行から、平成 20 年 3 月 5 日付で、「株主価値算定書」（以下「株主価値算定書」といいます。）を、BDOSJ ビジネスコンサルティングから、平成 20 年 3 月 3 日付で、「株式評価報告書」（以下「株式評価報告書」といいます。）を、それぞれ取得しました。株主価値算定書では、市場株価平均法、DCF 法、類似会社比準（マルチプル）法の各手法を用いて分析をしております。また、株式評価報告書では、市場価格法、DCF 法、時価純資産法の各手法を用いて分析をしております。

対象者は、株主価値算定書及び株式評価報告書を参考にしつつ、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。

た。その結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成 20 年 3 月 6 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

なお、対象者の社外取締役である唐島夏生氏は、当社の執行役員を兼任しており、対象者常務取締役である平一彦氏は当社の従業員として対象者に出向しており、いずれも利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。さらに、対象者社外監査役である関田好久氏につきましても、当社従業員であり、利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における全ての審議に参加しておりません。

本公開買付けに対する賛同意見の表明に係る決議が行われた対象者の取締役会における審議及び決議には、対象者の上記唐島氏及び平氏以外の取締役全員が参加し、決議に参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明することが決議されております。

以上のほか、当社は、本公開買付けの買付期間を比較的長期間である 30 営業日に設定することにより、対象者株式及び新株予約権について、他の買付者による買付けの機会を確保しております。また、当社と対象者との間で、対象者株式及び新株予約権の買付けについて、他の買付者の出現及び遂行を阻害するような合意は存在しておりません。

このように、第三者からの買付けの機会を確保することにより、本公開買付価格の適正性を客観的にも担保しています。

さらに、当社は、対象者の大株主であり本公開買付けに応募する旨の合意をしているプラザクリエイトの保有する株式数が 97,301 株であること、及び対象者の発行済株式総数 (466,300 株) に、公開買付期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数 (6,495 株) を加え、そこから当社が保有する株式数 (250,000 株) と対象者が保有する自己株式数 (1,702 株) を控除した株式数 (221,093 株) の過半数に相当する株式数が 110,547 株であることを考慮した上で、本公開買付けを行った後における当社の株券等所有割合が 76.53% (小数点以下第三位を四捨五入しています。) となる 110,547 株の応募があることを本公開買付け成立の条件としております。このように、対象者の親会社である当社及び大株主であるプラザクリエイト以外の一般株主の皆様からも一定数の賛同が得られることを本公開買付け成立の条件とすることで、対象者の株主の意思を重視しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

当社は、上記(1)及び(2)のとおり対象者の完全子会社化を目的としていることから、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数につき、下限のみを設定し、上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数以上である場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、当社が対象者株式を買い付けた場合において、対象者の発行済株式の全てを取得できな

かった場合には、本完全子会社化を実現するため、本公開買付け終了後に、当社は対象者に対し、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（なお、当社は非上場で株式譲渡制限会社であることから、対価として金銭を交付する予定であります。以下「本株式交換」といいます。）を行うことを要請し、本公開買付けによって取得できなかった対象者株式を保有する株主の皆様に対して、対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。そして、当社は、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する可能性があり、その場合には対象者における株主総会の決議を経ずに実施する可能性があります。

なお、当社は、本完全子会社化を実現する方法について、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

本完全子会社化に係る手続が行われる場合に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付け価格と同一の価格にする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに当社及び対象者の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化に係る手続に際して、対象者の株主が法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の対象者株式1株あたりの買取価格についても、本公開買付けの買付価格又は本完全子会社化に係る手続により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任において各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

この他、当社は、本公開買付けによって後述の新株予約権①ないし⑧の全てを取得できなかった場合には、対象者に要請し、本完全子会社化のために当該各新株予約権の取得その他の必要な手続を行う場合があります。かかる手続きに当たって新株予約権者に最終的に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての各新株予約権の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける各新株予約権の買取価格と同一の価格とする予定です。

また、当社は、本株式交換に先立ち、対象者に対して、その保有する自己株式を消却するよう要請する予定であり、対象者は、これに応じてその保有する自己株式を消却する予定です。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由、上場廃止を目的とする理由及び代替措置の検討状況

対象者の普通株式は、現在、ヘラクレスに上場しておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式はヘラクレスの株券上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性

があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記（４）に記載されている本完全子会社化手続によって、ヘラクレスの株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者の普通株式はヘラクレスにおいて取引することができなくなります。

本公開買付けは、上場廃止自体を目的とするものではありませんが、当社グループ内に点在しているクロスメディア機能の融合、当社グループ経営資源の更なる対象者への投入、当社グループ連結経営の柔軟性及び効率性を追求するため、本公開買付けを通じて本完全子会社化の実施が必要であり、それが当社及び対象者両社の株主の利益に資するものと確信しております。

（６） 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募にかかる重要な合意に関する事項

当社は、上記（２）において記載しておりますとおり、対象者の大株主であるプラザクリエイトとの間で、公開買付応募契約を締結し、同社の保有する対象者株式 97,301 株（所有割合 20.87%）の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。また、同契約に基づき、プラザクリエイトから、対象者の平成 20 年 3 月期にかかる定時株主総会において、当社は、プラザクリエイトが保有する全株式に係る議決権行使について委任状の交付を受けることとなっております。

（７） 今後の見通し

本公開買付け後、当社は、上記（４）記載の方法に従って、対象者を完全子会社化し、上記（２）記載のとおり、対象者と TFM インタラクティブの両社コンテンツ事業部門のさらなる融合、両社事業のプロデュース・販売を担当する広告営業部門の一層の強化、当社及び当社グループ各社の経営資源の対象者への投入、当社グループ内に重複して点在している業務の集約、並びにそれらを実現しうるシステム等の先行投資等を内容とする当社グループ戦略を実行することにより当社グループ及び対象者の企業価値の最大化の実現に向け努力していくことを予定しております。

また、対象者は、平成 20 年 3 月 6 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月期の期末配当（予定）額を 1 株につき 300.00 円とすることを決議しております。

2. 公開買付け等の概要

（１）対象者の概要

（平成20年3月6日現在）

① 商号	ジグノシステムジャパン株式会社
② 事業内容	インフォメーションプロバイダー事業、ソリューション事業、映像・音楽制作事業

③ 設 立 年 月 日	平成8年12月26日	
④ 本 店 所 在 地	東京都千代田区麹町一丁目12番地	
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 池田 実	
⑥ 資 本 金	3,345,562千円	
⑦ 発行済株式総数	466,300株	
⑧ 大株主及び 持株比率 (平成19年9月30 日現在)	株式会社エフエム東京	53.61%
	株式会社プラザクリエイト	20.86%
	株式会社リコー	1.93%
	日本マスター信託銀行株式会社信託口	0.72%
	飯田 桂子	0.57%
	ステートストリートバンク&トラスト	0.38%
	大島 康広	0.38%
	村田 俊一	0.25%
	ソフトバンク株式会社	0.25%
泉 祐治	0.22%	
⑨ 対象者と当社との 関 係 等	資 本 関 係	当社は、対象者株式 250,000 株（所有割合 53.61%）を保有しております。
	人 的 関 係	対象者の社外取締役唐島夏生氏及び社外監査役関田好久氏は、それぞれ当社の役職員を兼務しており、対象者の常務取締役平一彦氏は、公開買付者からの出向者であります。また、当社から対象者への従業員の出向がございます。
	取 引 関 係	当社は、対象者に対してシステム開発業務等の業務委託及び不動産の賃貸を行っております。
	関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、関連当事者に該当いたします。

(注) 上記⑧は、対象者の第12期中半期報告書（提出日：平成19年12月25日）より引用しております。

(2)買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成20年3月7日（金曜日）から平成20年4月18日（金曜日）まで（30営業日）

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3)買付け等の価格

普通株式	1株につき	金16,500円
新株予約権（下記新株予約権①ないし⑧の全てをいいます。）	1個につき	金1円

記

- ① 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成14年7月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権①」といいます。)
- ② 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成14年10月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権②」といいます。)
- ③ 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成15年1月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権③」といいます。)
- ④ 平成14年6月26日開催の対象者第6回定時株主総会及び平成15年4月7日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権④」といいます。)
- ⑤ 平成15年6月26日開催の対象者第7回定時株主総会及び平成16年4月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権⑤」といいます。)
- ⑥ 平成16年6月24日開催の対象者第8回定時株主総会及び平成16年11月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権⑥」といいます。)
- ⑦ 平成16年6月24日開催の対象者第8回定時株主総会及び平成17年5月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権⑦」といいます。)
- ⑧ 平成17年6月28日開催の対象者第9回定時株主総会及び平成18年3月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権(以下「新株予約権⑧」といいます。)

(4)買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

i 普通株式

当社は、本公開買付価格を決定するに当たり、当社及び対象者から独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないみずほ証券から対象者の株式価値算定書の提出を受けました。みずほ証券は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価基準法、DCF法、類似企業比較法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。株式価値算定書によりますと、市場株価基準法では9,307円から11,973円、DCF法では15,877円から16,871

円、類似企業比較法では15,573円から16,307円のレンジが対象者の株式価値の算定結果として示されております。

当社は、上記の評価結果を参考にしつつ、株式価値算定書の株価レンジを勘案して、1株当たり株式価値の範囲を当該評価結果の下限値9,307円から上限値16,871円の範囲内で検討を進めました。その結果、当社は、平成20年3月6日開催の取締役会において、株式価値算定書の報告内容を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び対象者と協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株あたり16,500円と決定しました。

なお、本公開買付価格は、本公開買付けにかかる取締役会決議の前営業日である平成20年3月5日のヘラクレスにおける対象者株式の終値10,290円に対して60.35%（小数点以下第三位を四捨五入。以下算定の基礎及び算定の経緯において同じ。）のプレミアムを、平成20年3月5日までの過去1ヶ月間のヘラクレスにおける対象者株式の終値平均9,411円に対して75.33%のプレミアムを、平成20年3月5日までの過去3ヶ月間のヘラクレスにおける対象者株式の終値平均9,921円に対して66.32%のプレミアムを、それぞれ加えた金額となります。

ii 新株予約権

平成20年3月6日現在における新株予約権①の1株当たりの行使価格は58,870円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権②の1株当たりの行使価格は38,000円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権③の1株当たりの行使価格は31,800円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権④の1株当たりの行使価格は29,600円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権⑤の1株当たりの行使価格は60,200円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権⑥の1株当たりの行使価格は43,800円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権⑦の1株当たりの行使価格は59,640円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

平成20年3月6日現在における新株予約権⑧の1株当たりの行使価格は34,063円であり、本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格16,500円を上回っております。

また、新株予約権①ないし⑧は、いずれも対象者の取締役、監査役並びに従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、(i)新株予約権者は、権利行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又は臨時従業員にあることを要するものとされ（任期満了、法令変更による退任又は定年による退職、若しくは新株予約権者の配偶者又は一親等の親族の1人が相続により取得した場合を除く。）、また、(ii)新株予約権者は新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められておりません。

そのため、当社は、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権①ないし⑧の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

②算定の経緯

1) 第三者算定人からの「株式価値算定書」の取得について

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、参考情報とすべく、対象者の株式価値に関する株式価値算定書を平成20年3月5日付で第三者算定人であるみずほ証券より取得しております。

2) 「株式価値算定書」の概要について

第三者算定人であるみずほ証券は、採用すべき算定手法を検討の上、市場株価基準法、DCF法及び類似企業比較法による評価を実施しました。その結果は下記の通りです。

市場株価基準法：9,307円から11,973円

DCF法：15,877円から16,871円

類似企業比較法：15,573円から16,307円

3) 公開買付価格の決定経緯について

当社は、対象者が当社の連結子会社に該当することから、構造的に利益相反のおそれがある点を踏まえ、以下のとおり買付価格の評価の公正性を担保するための措置を講じました。

まず、当社において本公開買付価格を決定するにあたっては、本公開買付価格の評価の公正性を担保するための措置の一つとして、平成20年1月28日に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しないみずほ証券に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成20年3月5日付で対象者の株式価値に関する株式価値算定書を取得しました。株式価値算定書では、市場株価基準法、DCF法、類似企業比較法の各手法を用いて分析をしております。当社は、平成20年3月6日開催の取締役会において、株式価値算定書の報告内容を参考にしつつ、対象者との間で生み出されるシナジー効果、対象者に関する事業面、法務面及び会計面に関するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の財務状況、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、本公開買付けの見通し、及び対象者と協議・交渉した結果等を総合的に勘案し、かつ、対象者の既存株主に対して対象者株式の市場株価に十分なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であるという判断の下、過去の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与さ

れたプレミアムの実例をも踏まえた上で、本公開買付価格を1株あたり16,500円と決定しました。

なお、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれますが、本公開買付けの対象となる新株予約権①ないし⑧は、いずれも対象者の取締役、監査役並びに従業員等に対するストックオプションとして発行されたものであり、(i)新株予約権者は、権利行使時において対象者の取締役、監査役、従業員又は臨時従業員にあることを要するものとされ（任期满了、法令変更による退任又は定年による退職、若しくは新株予約権者の配偶者又は一親等の親族の1人が相続により取得した場合を除く。）、また、(ii)新株予約権者は新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められておりません。

そのため、当社は、本公開買付けによりこれらの新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本公開買付けの対象となる新株予約権①ないし⑧の買付価格は、いずれも1個につき1円と決定しております。

4) 買付価格の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置について

対象者の取締役会においては、当社とは別個に、当社及び対象者とは独立した第三者機関であり、かつ関連当事者に該当しない三井住友銀行及びBDOSJビジネスコンサルティングに対象者の株式価値の算定を依頼し、三井住友銀行から、平成20年3月5日付で、株主価値算定書を、BDOSJビジネスコンサルティングから、平成20年3月3日付で、株式評価報告書を、それぞれ取得しました。株主価値算定書では、市場株価平均法、DCF法、類似会社比準（マルチプル）法の各手法を用いて分析をしております。また、株式評価報告書では、市場価格法、DCF法、時価純資産法の各手法を用いて分析をしております。

対象者は、株主価値算定書及び株式評価報告書を参考にしつつ、当社との間で十分な協議及び交渉を行い、本公開買付けの買付価格や、本公開買付けに関する諸条件の妥当性について当社及び対象者の財務状況、事業上のシナジー及び株主間の公平性等の観点から慎重に検討いたしました。その結果、本公開買付けの諸条件は妥当であり、本公開買付けが対象者の株主に対して合理的な価格により対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成20年3月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議をしております。

なお、対象者の社外取締役である唐島夏生氏は、当社の執行役員を兼任しており、対象者常務取締役である平一彦氏は当社の従業員として対象者に出向しており、いずれも利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における上記の審議及び決議には特別利害関係人として参加しておらず、その他対象者内部における本公開買付けの検討にも一切参加しておりません。さらに、対象者社外監査役である関田好久氏につきましても、当社従業員であり、利益相反のおそれがあることから、対象者取締役会における全ての審議に参加しておりません。

本公開買付けに対する賛同意見の表明に係る決議が行われた対象者の取締役会における審議及び決議には、対象者の上記唐島氏及び平氏以外の取締役全員が参加し、決議に

参加した取締役の全員一致で賛同の意見を表明することが決議されております。

③算定機関との関係

みずほ証券、三井住友銀行及びBDOSJビジネスコンサルティングは、当社及び対象者の関連当事者には該当しません。

(5)買付予定の株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株 券	110,547株	— 株
新株予約権証券	— 株	— 株
新株予約権付社債券	— 株	— 株
株券等信託受益証券	— 株	— 株
株券等預託証券	— 株	— 株
合 計	110,547株	— 株

- (注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定数」(110,547株。以下「買付予定数」といいます。)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、公開買付者が本公開買付けにより取得する株券等の最大の数、株式に換算して221,093株となります。これは、平成19年12月25日に対象者が提出した第12期中半期報告書(以下「第12期中半期報告書」といいます。)に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数(466,300株)に、公開買付け期間の末日までに新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成19年9月30日以降届出書提出日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(6,495株)を加え、平成19年9月30日現在公開買付者が保有する株式数(250,000株)及び対象者が平成20年1月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成19年12月31日現在の対象者の自己株式数(1,702株)を控除した株式数です。
- (注3) 対象者が保有する自己株式1,702株については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注5) 株券等のうち、新株予約権証券については、各新株予約権の発行要項に基づき、対象者の第12期中半期報告書の記載に従い、平成19年9月30日時点で行使されていない各新株予約権を1個当たり1株として換算しています。

(6)買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における 公開買付者の所有株券等に係る 議決権の数	250,000個	(買付け等前における株券等所有割合53.07%)
買付け等前における 特別関係者 の所有株券等に係る 議決権の数	99,244個	(買付け等前における株券等所有割合21.07%)
買付予定の株券等に係る	110,547個	(買付け等後における株券等所有割合76.53%)

議決権の数		
対象者の総株主の 議決権の数	466,300個	

- (注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)」は、各特別関係者が所有する株券等(但し、対象者の保有する自己株式を除きます。)に係る議決権の数の合計を記載しております。
- (注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(110,547株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第12期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては新株予約権①ないし⑧が行使されることにより発行又は移転される対象者株式についても対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、分母を、第12期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数(466,300株)に、新株予約権①ないし⑧が公開買付け期間末日までに行使されることにより発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成19年9月30日以降届出書提出日までこれら新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(6,495株)を加え、対象者が平成20年1月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成19年12月31日現在の保有自己株式数(1,702株)を控除した株式数(471,093株)に係る議決権の数(471,093個)として計算しています。
- (注4) 公開買付者は、応募株券等の総数が買付予定数を超えた場合でも応募株券等の全部の買付け等を行いますので、「公開買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大100%となります。
- (注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 1,825百万円(予定)

(注) 買付代金は、応募株券等の全部が普通株式であったと仮定した場合の金額として、買付予定数(110,547株)に1株あたりの買付価格を乗じた金額を記載しています。なお、対象者の第12期中半期報告書に記載された平成19年9月30日現在の発行済株式総数466,300株に公開買付け期間の末日までに新株予約権①ないし⑧の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式(平成19年9月30日以降届出書提出日までに係る新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。)の最大数(6,495株)を加え、公開買付者が保有する対象者株式250,000株及び対象者が平成20年1月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成19年12月31日現在の対象者の自己株式(1,702株)を控除した211,093株を全て買い付けた場合の買付代金は3,648百万円になります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成20年4月28日(月曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数（110,547株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法27条の6第1項第1号の規定により、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、公開買付期間末日の16時までに応募受けをした公開買付代理人（復代理人にて応募受けをした場合には復代理人）の各本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を

交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時まで
に到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等
に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担と
します。解除を申し出られた場合には、応募株主等の指示により、公開買付期間末日の翌々
営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は公開買付けの撤回等を行った日）以降遅滞なく、
下記の方法により返還します。

(イ) 応募に際し公開買付代理人又は復代理人に対して株券等が提出された場合には、買
付けられなかった株券等を応募株主等へ交付又は応募株主等の住所（外国人株主等
の場合はその常任代理人の住所）へ郵送します。

(ロ) 公開買付代理人若しくは復代理人（又は公開買付代理人若しくは復代理人を通じて
証券保管振替機構）により保管されている株券等について応募が行われた場合は、
買付けられなかった株券等を応募が行われた時の保管の状態に戻します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、法第 27 条の 6 第 1 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を
行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その内容の変更等につき電子公告を行い、その
旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な
場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条
件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の
買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、
公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表し
ます。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応
募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が
小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作
成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第 9 条の 4 及び府令第 30 条
の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われたもの
ではなく、又、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、
電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）

を利用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

又、本公開買付け届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主等は、以下の表明・保証を行うことを要求されることがあります。

応募者が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類も、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名ないし交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含むが、これらに限らない。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除く。）。

(10) 公開買付け開始公告日

平成20年3月7日（金曜日）

(11) 公開買付け代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社

大和証券株式会社（復代理人）

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、上記「1. 買付け等の目的」の「(1)本公開買付けの概要」及び「(2)本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程」のとおり対象者の完全子会社化を目的としていることから、本公開買付けにおいて、買付予定の株券等の数につき下限のみを設定し、上限を設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数以上である場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、当社が対象者株式を買い付けた場合において、対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本完全子会社化を実現するため、本公開買付け終了後に、当社は対象者に対し、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする本株式交換を行うことを要請し、本公開買付けによって取得できなかった対象者株式を保有する株主の皆様に対して、対象者株式にかかる株式買取請求権行使の機会を提供しつつ、対象者の発行済株式の全てを取得することを予定しております。そして、当社は、本株式交換について、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度

を活用する可能性があり、その場合には対象者における株主総会の決議を経ずに実施する可能性があります。

なお、当社は、本完全子会社化を実現する方法について、関連法令についての当局の見解、本公開買付け後の当社以外の対象者株主の対象者株式の保有状況等によって、上記の方法に代えてそれと同等の効果を有する他の方法により、対象者の発行済株式の全てを取得する可能性があります。

本完全子会社化に係る手続が行われる場合に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての対象者株式の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付け価格と同一の価格にする予定です。もっとも、対象者の事業を取り巻く環境の変化、株式市場並びに当社及び対象者の業績の変動等の影響といった特段の事情により、本公開買付けの買付け価格とは異なることがあります。また、本完全子会社化に係る手続に際して、対象者の株主が法令の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができる場合がありますが、この場合の対象者株式1株あたりの買取価格についても、本公開買付けの買付け価格又は本完全子会社化に係る手続により対象者の株主が受領する経済的価値と異なることがあります。本公開買付け、本完全子会社化手続又は本完全子会社化手続に際しての株式買取請求に係る税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任において各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

この他、当社は、本公開買付けによって新株予約権の全てを取得できなかった場合には、対象者に要請し、本完全子会社化のために上記各新株予約権の取得その他の必要な手続を行う場合があります。かかる手続きに当たって新株予約権者に最終的に交付される金銭の額は、現段階では未定ですが、それらの金銭の額の決定に際しての各新株予約権の評価は、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける各新株予約権の買取価格と同一の価格とする予定です。

また、当社は、本株式交換に先立ち、対象者に対して、その保有する自己株式を消却するよう要請する予定であり、対象者は、これに応じてその保有する自己株式を消却する予定です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成20年3月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けの賛同の意を表明する旨の決議をしております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

当社は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、ヘラクレスの株券上場廃止基準に該当した場合、対象者の普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、適用ある法令に従い、当社による対象者の完全子会社化

を予定しておりますので、その場合には対象者の普通株式は上場廃止となります。上場廃止後は対象者の普通株式をヘラクレスにおいて取引することが出来ません。

また、対象者は、平成 20 年 3 月 6 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月期の期末配当（予定）額を 1 株につき 300.00 円とすることを決議しております。

以 上

このプレスリリースは、公開買付けを一般的に公表するための記者発表用であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込をされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込を行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申し込み若しくは勧誘、購入申込の勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が当該公開買付けにいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することは出来ないものとします。